



府食第1335号
平成20年12月11日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成20年12月4日付け厚生労働省発食安第1204007号により貴省から当
委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第6号の規定に
基づき、厚生労働大臣が当委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、
以下の場合については、その措置の内容が平成17年5月6日付け府食第45
9号をもって食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に通知した食品健康影響
評価に基づいてなされるものであることから、同法第11条第1項第1号の食
品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

と畜場法（昭和28年法律第114号）第9条の規定に基づき定められたと
畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項各号に掲げると
畜業者等の講ずべき措置に係る基準に、次の内容を新たに追加する場合。

とさつに当たっては、ピッシング（とさつ時のワイヤーによる脳及びせき髓の
破壊）を行わないこと。